

「障」教連だより

ひとすじの

白い道

第9号 1996年1月

障教連

◆連絡先◆

代 表 : 斎藤 昌久 03 (3959) 4656
 事務局長 宮城 道雄 048 (797) 1323
 副 代 表 丸山 隆 0489 (42) 8578
 的野 碩郎 0423 (81) 2534

定 価 300円

1971年8月7日第三種郵便物認可 毎月1の日、6の日発行 SSKA増刊通巻第2464号 1996年1月29日発行

発行所 東京都世田谷区砧6-26-21 身体障害者定期刊行物協会

SSKA増刊 障教連だより

ひとすじの
白い道

第9号 1996年1月発行



「障」を持つ教師と共に・連絡協議会 編

1971年8月7日第三種郵便物認可 毎月1の日、6の日発行 SSKA増刊通巻第2464号 1996年1月29日発行

目次

巻頭記

「転換期を迎えた障教連」..... 齋藤 昌久 2

第1部 軌跡

1. 軌跡（1995年1月～12月）..... 宮城 道雄 5

2. 都教委交渉報告（95年・2・4・11月）坂西ひとみ 10
庄田美智子

3. 当該者の経過報告 井上 充・松本 康宗 18

4. 資料

①都教委との協議事項 32

95年4月25日

95年11月7日

②要望書 36

京都府教育委員長

都立小金井北高等学校長

埼玉県教育委員会

（東京）日野市立日野第三小学校分会長

（東京）私立城北高等学校英語科

第2部 特集

①. 第4回大会のまとめ 齋藤 孝良 48

②. 参加者の感想 松山 千草 50

第3部 スケランプル

①. 新会員の報告 井上 充 53

②. 「障・教・連」活動に参加して 佐瀬 順一 54

③. 障害を持って 松本 康宗 55

編集後記 齋藤 孝良 56

転換期を迎えた障教連

私立・城北高校 齋藤 昌久 (視覚・聴覚障害)

「その時代の姿は、同時代人には見えないものだ」(ゲーテ)

昨年95年は、障教連は、激震に見舞われた。大葉前代表休養状態のままスタートし、閉会提言、第4回大会での事務局総辞職、大葉氏の2度目の脱会(8月8日)、再建委員会発足と役員選挙、辻事務局の発足(10月1日)で障教連は分裂した。大会直前の脱会とその後の脱会と、1ヶ月の内に2度の脱会とを見るだけで、その異常な行動は、誰にも理解できるものではない。大葉氏は先の通信で7点の旧事務局の問題点をあげているが、これらの観点を閉会提言前に事務局に提起できていれば、今日のような混乱と分裂はなかったはずだ。

障教連事務局の中で、いろいろ論議を重ねるにつれ、私たち障害者は、その障害の種別によって個々に切り離され、孤立していることを痛感する。現在ある障害者ネットワークも障害の種別を越えてネットされてはいない。昨年の12月9日に障害者政策研究全国集会在、あらゆる種別の障害者自らが創る研究集会として、初めての試みではあったが、障害者施策が多岐に渡り、提起すべき施策プランのどれ一つ取っても、行政各省庁への交渉と実現は、障害者にとっては切実なものばかりである。

障教連も「要配慮教員制度」の撤廃と障害保障制度の実現を行政側に強く迫っていく力を付けなければならない。日常的には、当該者問題への取り組みを通じて、障害を抱える自分自身をさらけ出す勇気と自身の意識の変革をコツコツと積み上げていく以外にはない。自身が変わらずに、職場や周囲の父母や生徒の障害者を排除する差別的な考え方を変えていくことは出来ない。障害者差別のない平等で一人一人の人間の尊厳が尊重される学校づくり、社会づくりの果てしない戦いもそこから始まるのだと思っている。

障教連には、1年間に数人の新入会員がいる。その人たちの置かれている状況は主観的にも、客観的にも孤立していることが多い。その背景には、日本の社会

特有のタテ線社会が見える。障害者は、学校の中で、生徒と同様に、もう一つの管理監督しなければならない対象になっているのである。決して同等には、扱う対象ではない。しかし、私自身もそうだったのだが、これを問題点として訴えてもまともに対応してくれる人は数少ない。また、障害者自身が訴えることすらしない。運営会議で論議が重複することが多いのは、障害者間の障害意識のズレが微妙に絡み、頭では理解できても、生活では、それを基に行動できない。職場に戻ると、運営会議で納得できたことも、実行に移せないことが多いのである。その原因は、私は自分自身にあるのではないかと考えるようになった。

今年は、7月の障教連大会までに、3月の春合宿を学習会として、特別企画を立てて、障害者基本法成立後の障害者の状況はどうなっているのか、また、組合の中の障害者運動の組立はどうすればよいか、などを学習していきたいと思っている。そのための講演も計画中である。もう一つの重要課題は、規約の修正である。特に、役員を選出や任期などを含めて規約を提起して、大会で提案していきたい。今までのような代表にすべての当該問題が集中するような形では身体的にも、経済的にも運動を総合的に進めることは出来ないからです。また、代表の頂点があっても協調がなければ運動が前進しませんし、障害者自身が変わらないと思うからです。当該自身が中心となって生き生きと活動する場を創りたいと念願しています。

(1996年1月)

(4) 埼玉県教育委員会に要望書提出

宮城問題に係わって、埼玉県教委に対して、採点の為のアシスタントの配置や音声ワープロの公費による設置を求める要望書を提出しました。

(5) 都教委交渉継続

2月、4月、11月と3回の都教委交渉を持つことが出来ました。井上問題や大里問題を中心に、11月の臨時合宿をやる中で取組ました。

2. 課題

(1) 当該者支援をやりきることが、会則の精神の実現になることを確認しよう。

運営部がやらなければならない最重要課題は、現在、抱えている当該だけでなく、職場から排除されようとしている沢山の当該者にも、本会の運動を知らせて、それぞれの苦しみを共有して、個々の障害に応じた労働条件の改善を勝ち取ることです。それが、障害保障の制度化につながることは行政も認めています。しかし、障害者基本法が成立して共に働く社会が叫ばれていても、現実には障害者を排除しようとする構造は少しも無くなっていません。私達はこの事を肝に命じて、緊急の当該者の支援活動に力を結集していく必要があります。

(2) 運営部活動を正常化しよう。

ご承知のように、95年7月の第4回大会前後から運営部は混乱状態に入り、2つの事務局の存在にそれが象徴されています。(1)で述べた課題を実現するためには、このような現状を克服して、運営部は勿論全会員一丸となって、全力で取り組まなければなりません。

混乱の中で問われている問題を整理すると、(1)自らが当該でありながら、どこまで緊急の当該の立場になりきって運動を担いきれるのか。(2)障害者差別をなくすという観点に立ちきれているかどうか。

(3)運動の全国化を進める段階で、どこまで組織的に動けるか。の3点です。(1)については、自分の切迫した時の事を忘れないこと。

(2)については、障害の軽重によらずに、障害に応じた労働を見つけ出し、職場と行政に迫って行くこと。当該自身も障害があっても教師と

して、生徒と共に生きるという強い意志を固めて、共に生きる社会を作るという立場に立つことが大切です。

上記、3点の重要性を確認し、運動を推進しなければなりません。新会員が加入したくなるような会を作らなければなりません。

(3) 孤立する当該者の加入を訴えよう。

昨年は4月以後新当該者の加入はありませんでした。これは会の混乱の結果としか言えません。早急にこれを克服し、会の運動を広く宣伝し新当該者の力になれる活動にして行きましょう。

(4) しっかりした教育観を持ち、職場で仲間の輪を広げよう。

障害を持つ教師が障害保障を実現するとき、教育実践がどうしても注目されてきます。障害を持つ教師としての教育観を固め、仲間と話し合い理解を深め、運動を広げて行く必要があります。

3. 会の動き

■ 1月

06(金) 担当会議

07(土) 運営会議

18(水) 全教訪問

20~23(金~月) 全国教研

21(土) 定例会

■ 2月

04(土) 運営会議

07(火) 担当会議

18(土) 定例会 都障福和室B 14:30

24(金) 都教委榎本管理主事との話し合い

■ 3月

04、05(土、日)第11回視労協交流大会

11(上)運営会議都障福

23(木)担当会議

25、26(上、日)春のミニ合宿

■4月

08(上)運営会議、都障福

15(土)定例会 中野区民集会室B

25(火)都教委交渉

■5月

06(上)運営会議 都障福

16(火)合宿実行委員会

27日(上)定例会 都障福

北海道函館教組書記長、道公議員と話し合い

■6月

10(上)運営会議 都障福

17(土)定例会 都障福

■7月

01(上)運営会議 都障福

08(土)臨時運営会議 都障福

20(+)臨時運営会議 都障福

22、23(上、日)第4回大会 多摩障害者スポーツセンター

29上(日)話し合い 国立福祉会館

■8月

12(上)再建委員会 都障福

19(上)城南第2小二平さんと話し合い、たい

■9月

24(日)再建委員会

30(土)再建委員会

■10月

06日(上)日野第3小都教組分会長と話し合い

10日(火)ボーリング大会、井上問題担当会議

14日(上)運営会議

16日(月)作業

20(金)柏市労組田辺委員長と話し合い

21日(土)定例会、都障副和室Bにて15:00より

22日(日)視労協20周年記念式典

筑波大学付属盲学校にて

■11月

04、05日(上、日)合宿(学習会)運営会議

07(火)都教委交渉

25(上)定例会、都障福

■12月

09(上)運営会議

12(火)日野第3小組合と話し合い

16(上)定例会、忘年会

26(火)井上問題担当会議

都教委交渉の経過報告

【2月24日】

出席：榎本管理主事

宮城・尾崎・丸山・斎藤（昌）・大里・益田・奥山（視労協）

一、大里さんの来年度の勤務について。

- (1) 要配慮教員制度の適用からはずし、心障学級の担任として定数の中に入れる。
- (2) 囑託を1名（4日間）、その他に時間講師を配置する。
- (3) それぞれの仕事の分担（持ち時間の軽減も含めて）は、4月以降、現場で話し合っただけで決めてもらいたい。

【4月25日】

出席：越村・榎本・今成管理主事、勤労課・井上、職員課・奥村

荘田・宮城・斎藤（孝）・的野・井上・小針・大里・大葉・辻・坂西

一、井上さん（日野市立第三小学校勤務。脳梗塞の後遺症による機能障害。復職後の三年間は理科専科を担当していたが、95年度になって要配慮教員制度の適用を受けている。）の件

都教委：要配慮教員の申請は市教委を通して上がって来るが、本人の了解を得るよう指導している。井上さんの場合も、了解があることを三回ほど確認している。また、適用は最長三年ということで退職を前提とはしていない。研修の成果が上がれば一年でも解除して行きたい。適用の理由については、機能障害だけでなく指導力の問題も上げられているので、指導力を高めるような気力や意欲を持って欲しい。障碍のために出来ないことをやれとは言えない。

障教連：1月に、来年度は要配慮教員か担任か休職しかないと言われ、担任を希望したが認められなかった。理由も機能障害が主であり、言われたような指導力不足についての話はなかった。適用に際して本人への説明と申請内容に食い違いがあるのは問題だ。井上さんは担任を希望しており、障碍ゆえに困難な体育の授業等については講師の配置を要望する。

都教委：担任を希望するのであれば、他の教科も含めた全般的な研修をしてもらいたい。市教委とも相談しながら、それぞれの課題に柔軟に対応して行きたい。

二、大里さんの件

(1) 音声ワープロの購入について

都教委：要望が出されていることは区教委に伝えてあるので、直接もしくは校長を通じて話してもらいたい。

(2) 対面朗読等のアシスタントについて

障教連：囑託と講師は配置されたが、あくまでも学級運営のためであり、大里個人

のためではないと校長から言われている。配置の目的は何か。

都教委：何のためということではなく、トータルで考えて配置を区教委にお願いした。それ以上のことは現在の人員の中で、現場で話し合ってもらいたい。

三、小針さん（葛飾盲学校勤務。難聴と左半身マヒの障碍）の件

障教連：昨年度は家庭科を12時間受け持っていたが、今年になって授業からはずされた。代替の講師も配置されているが理由は何か。

都教委：事情を把握していないので、校長と連絡をとって話を聞いてみたい。

四、大葉さんの件

(1) 採点のためのアシスタントを公的に保障することについて

都教委：現在の制度の中で、当面どういう対応が可能かを検討して行きたい。

(2) 音声ワープロを公費で設置することについて

都教委：学校を通じて担当課に要望を出してもらいたい。

五、障碍保障制度について

障教連：具体的な取り組みや今後の見通しについて伺いたい。

都教委：6月1日現在の障害者の雇用状況を労働省に報告しなければならない。実態把握のために調査を行う必要があると考えており、調査結果を制度構築の基礎的データにして行きたい。

障教連：昨年、中・高教員に対する特例措置が撤廃されて、2%の雇用率や雇用計画の作成が求められるようになったことを現場の校長は知らない。そのことが、障碍者を要配慮教員にあてはめるといような対応にもつながってしまうのではないか。

都教委：実態調査をする際に、経過説明や雇用促進法の基本的精神も含めてきちんと説明して行きたい。

六、要配慮教員に障碍者を適用している問題について

都教委：障碍を持っている教員で適用されているのは井上さんだけと聞いている。

障教連：盲学校に勤務する視覚障碍者が適用されているとの情報があるが。

都教委：そういう事実はない。本人にもきちんと話した上でのことだから、間違っただけで受け取ることもないはずだ。

（文責 坂西）

出席者 齋藤昌・齋藤孝・宮城・丸山・井上・大里・佐瀬・荘田・要約筆記者2名
都教委 ―― 井上・コシ村・奥村

1 自己紹介

本日はお忙しい所、会合を持てた事ありがとうございます。早速ですが自己紹介をします。(略)

2 全体

障 障害者雇用計画が95年1月より実施され、2%を5年で達成するよう目標が掲げられたが進行状況はどうなっているのか。

都 昨年度の雇用率は1.08%であった。短期的に2%を達成するには困難がある
井上 今年度6月調査では1.13%に上昇した。これは行政系全体の数字であって教員だけの数字では無い。雇用者側からみた全体の数字で良いとの事だ。

新規採用については選考の合格ラインに達する者がいなかったのので、教員の採用は0です。

障 新規採用ばかりが雇用率を上げる方法ではない。中途障害者の雇用維持についてはどのような努力をしたのか。例えばアシスタントの検討など。

都 もちろん雇用維持については充分、承知している。現在の中途障害者を無視
井上 しているわけでは無い。しかし、今の所、具体的な進展は無い。

検討している物としては

・補助機器の導入 ―― 学務課で検討

人的導入については現段階では厳しい。ただ、校長からの申請で対応できる部分はしている。(例 大葉・大里)

障 これからも早急に検討して結果をだして欲しい。

2 要配慮教員制度について

障 要配慮教員制度に障害者はあてはめないと前回、明言されたが実際にはいる。現場と都教委の間で食い違いがあるのではないかと。都教委ではどのように現場におろしているのか。

都 要項・文書で 地教委→校長とおろしている。
障害を理由にだけで要配慮教員にはあてはめていない。大里さんのケースをみれば分かるでしょう。井上さんの場合は改めて室長に話すが、判定は都教委です。その為に授業参観などもしている。

障 障害保障制度があれば要配慮教員制度にあてはめなくても済む。一刻も早く制度の確立を進めて欲しい。

井上 校長は要配慮教員にした理由として

・機能の問題

・資質の向上の為に一般研修

(機能の問題は資質の問題、できないことが指導力不足と説明)

障 障害を持った後、3年の理科専科の実績があるのにどうして今年度からあてはめたのか。

奥村 自分も授業参観をして実感した。(算数 3年)

・全員に本時の目標が行き渡っていない。

・授業が平板で子どもの集中力が持続しない。

・子どもの理解度の見極めができていない。把握できていない。

井上 6/1 参観であったがこの日は運動会の関係で落ち着かなかったことは事実だこの時期の参観は自分としては不本意である。

宮城 7年間、5・6年の担任。3年間、理科専科。この期間は問題が無くやってきた実績がある。今は担任でないハンディもある。病気から来る偏見であら探しをしているのでは無いのか。

齋藤 脳こうそくのリハビリは現場でできるだけのおおくの授業をする事だ。不足
昌 の分は障害保障制度でカバーして欲しい。

宮城 指導力不足の中味がはっきりしない。

丸山 井上さんは要配慮教員制度にあてはめられた時、どんな意味を持つか知らなかった。それで校長に「お願いします。」と 言ってしまった経過がある。

宮城 井上さんもこの間、自信を持ってきたので定数に戻して欲しい。

コシ村 年3回校長から要配慮教員についての報告がある。

(校長→地教委→都教委) これで判定する。

校長からの井上さんの報告は

- ・リハビリに対しての意欲に欠ける。
- ・担任を持ちたい熱意の不足を感じる。

井上 リハビリもしているし、意欲もある。ただ、リハビリに対しては横山記念病院でかなり良くなっているので、当分は様子を見る。来なくて良いと言われた。

大里 都教委ではかなり考えて対応してくれるが、現場では考えてくれない。障害者に対しての観点の違いから報告がされる。このずれを認識しないと一方的な報告では当該が不利になる。

宮城 偏見から来るイメージでみないでくれ。井上さんの場合も講師や嘱託を配置すれば、問題はない。

斎藤 要配慮に当てはめられた理由は良く分かった。しかし、この観点をクリアーできる教師はあまりいない。レベルが高い。
孝 なんで経験10年を過ぎた中堅になった今になって指導力不足と言われなければならないのか。

佐瀬 この観点でいえば何百という教師が要配慮にならなければならない。やはり障害が理由になっていると考えざるを得ない。

奥村 参観の感想をいっただけなので取り違えなでくれ。(ムツとして)

宮城 指導力不足と言うのは障害が原因としかとれない。障碍保障をする事によって解決できる。偏見からくる一方的見方をしないでくれ。

奥村 校内でのことはこちらも掌握できない。校長の報告を待つ立場にある。次回の報告は12月の予定だ。

大里問題

大里 人工透析と視覚障害のW障害だ。人工透析の対しては時間内通院の保障があるが視覚障害に対しては保障されていない。

視覚にたいしてはアシスタントが必要だし、教材研究の時間も欲しいし、時間軽減もいる。

奥村 大里さんのために講師・嘱託を配置しているではないか。

大里 現場の捕らえ方としては大里のためについたのでは無く、子どもの障害が重くなったためについた。

奥村 指導室長には大里さんのためと言う事で確認してある。

大里 視覚障害者にアシスタントは絶対必要。一人ではできない教材研究を手伝ってもらいたい。

自分が授業を抜けた穴埋めをしてくれる人間と教材研究をアシストしてくれる人間の二人が必要。

宮城 大里さんはWハンディで目一杯授業にでるのは無理。視覚に対するアシストが必要。

大里 校内運用では無く、校長が変わってもできるようにワークアシスタントの制度につなげて欲しい。

何時間分の講師というはっきりした形で配置して欲しい。今の講師や嘱託はアシストすることには抵抗が有るようだ。

大葉さんに講師が配置され、軽減されたように障害者なら誰でも要請があれば配置する事になっていた筈だ。視覚障害者の軽減を検討して欲しい。

品川図書館に行けば点訳者がいる。ただ、往復30分は掛かるので時間のロスが大きい。

奥村 品川図書館は隣で近いと聞いている。30分とは思わなかった。

丸山 できれば校内に来て貰ったほうが能率的。

宮城 ぜひ、お願いしたい。校長に指示してもらえばできる。

奥村 すぐ、できるとは確約できない。図書館の勤務体制を良く調べてうまく行くかの問題もあるので。

大里 校内に入る事についてはどうか。

奥村 調べないと即答はできない。

大里 最後に別の問題で。特昇問題です。年間12日以上は欠格事項に当てはめられて対象からはずされる。透析通院していると病欠扱いに必ずなる。また、定期昇給まで響いて来る。(こちらはやりくりして、しのいでいるが)

健康な人はその年限りと言う事もあるが透析通院はずっと続く。永久に不利になる。検討して欲しい。

ホシ村 不利益のできないように担当に検討するように伝える。
(勤労課計画係り)

大野問題

荏田 本日は術後で来ていないが品川・伊藤小学校の図工専科・大野喜美子さんの異動の問題です。

前回は校内で障害が原因でいじめにあっていると言う人です。都教委から指導が校長にあったが実質的効果が無く、本人もストレスが高じてこの9月、10時間にも及ぶ人工弁置換の手術に至った。本来ならば通勤に便利で有り、強制異動にも引掛かかっていなく、術後と言う事を考えれば異動しない方が良い訳であるが多くのリスクを覚悟しても現任校にいる事は

心身の健康上、耐えられない。校長も異動を進める。品川区内のできるだけ近い所へ是非、異動したいとの本人の希望です。この文書が調査書と定期大会のレポートです。切羽詰まった気持ちが良い分かります。

(文書を渡す。)

井上 いつも言っている事だが異動の事については担当が違うし、この会では話せない。どうしてもと言うのなら

職員課の管理主事に話しなさい。基本は校長を通して区の教育委員会に言いなさい。

斎藤 前回でも出たけれど障害者の雇用については小学校の人数が一番多いので
孝 小学校の教員についても検討・考慮してください。

病状と近況報告

(東京) 日野第三小学校 井上 充

★脳梗塞の一般的な症状

麻痺
言語障害---言葉そのものを忘れる「失語症」
発音のための筋肉の動かし方がわからない「構音障害」
失調(力の入れ方やぬき方がわからなくなる) 【部位による】
等があり。

★私の脳梗塞の症状

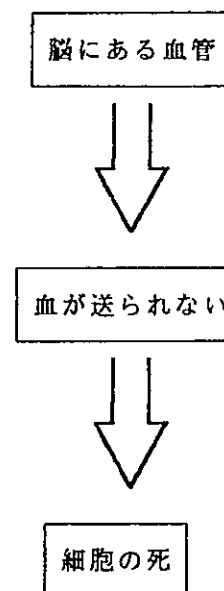
やられたところは小脳
小脳には運動神経がある。

- ・人間はふつうに歩くにしても、緊張の弛緩(力を入れたり抜いたり)を無意識のうちに行っている。
人間は力を入れるよりも力を抜く方が難しい(談 入院時のリハビリの先生)
- ・小脳がやられる事でそのことができなくなる

麻痺よりは失調が強く出た

- ・長い距離歩けないのは力がないのではなく、緊張の弛緩ができず、いわば力が入りっぱなしの状態になるから。
- ・運動というものはすべて緊張の弛緩にかかわっている。
- ・いちばん分かりやすいのは「走る」という動作。
走るためには、足の筋肉の緊張をすばやくONOFFしなければならない
そのための司令塔である小脳をやられているため走る事ができない。
走るだけに限らず、筋肉の弛緩を伴う事(足に限らず書く事でも)は苦手。

★脳卒中の発症メカニズム



いろいろな原因

- ・血管が破け、脳の内部に出血
- ・クモ幕下の血管が破け、脳の内部に出血
- ・血管がつまる

- ・酸素欠乏
- ・栄養欠乏

- ・脳出血
- ・クモ幕下出血
- ・脳梗塞

要配慮をはずす上での自分の考えみたいなものをまとめてみました。まだまだ荒削りなところがあると思います。次回の会合の時、適切なアドバイスをお願いします。

1回で送りきれないので、2回にわけて送信します。

要求

要配慮教員としての処遇をはずすべきだ

理由

- ・校長は3/25の会話の中で研修の中身について「教員の資質向上・教員の一般的な意味での研修」といつている。現在しているような研修会に出席したり、指導計画についての考え方や具体的計画の立案などはわざわざ要配慮にする必要のないもの(研修が必要ないという事ではない)であるから、要配慮にする必要はない。

・校長は4/26の会話の中で「機能の問題は資質の問題にかかわってくる。できないことが指導力不足につながる。」と発言したが、この論をいえば教員でできない事がある人は指導力不足につながる、ということになる。誰だってできる事できない事はあるはずだし、「障害を理由に要配慮にする事はない」との発言にも矛盾する。

・4月5月に校長が何回か「校内事情があるから確約はできないけど、来年井上さんの希望する学年にするからがんばるんだよ。」との発言があった。これはとりもなおさずその段階で校長が担任にしてもいいと思っっている証左ではないのか。

・理科の授業については1学期間問題なくやってきた。

・担任のいないときには1日担任をかわって、問題なくやっている。

・社会科見学や小金井公園などの遠足や立川の昭和記念公園などに他の先生と同じように行動している。

・校務分掌については

学芸的行事委員会委員長として

2学期には学芸会の責任者

視聴覚主任として

6/4の運動会に放送関係にたずさわる。

はっきりいって自分がいなければ運動会は

スムーズには運ばなかった。

理科主任

科学センター担当の指導員として

3学期には他校の5年生を対象に

科学教室の責任者

生活指導部

など他の先生と同じように担当している。

・プールについては担当学年については1学期にする機会がなかったが夏休み最初の学校プールの時間、指導者4人のうち・自分・産休代替の先生・川崎市の講師の先生・父母 という正規の教員が自分しかいないという悪条件の中、校長は1日学校にいたにも関わらず、自分が指導するという事を知っているにも関わらず、1回も見に来なかった。これはとりもなおさず、井上さんは指導ができるという事を校長が認識している証拠ではないのか。

★体育的体力面について:

校長からできることできないことをまとめて出してくれ、と言われて2月10日に出した文章です。【】内は現在の状態

走る

教室2つ分くらい(ただし足を引きずる) ← 足の緊張がうまく抜けなため

歩く

階段

ふつうの速度で歩く

早く歩くことはできない

両手に荷物を持ち階段を上がる

ふつうの速さでできる

階段を下がる

遅くならでできる

歩くことはできる

昭和記念公園入場口～みんなの広場

子どもたちに後ろから押されることはかなりつらいけど

押されても大丈夫

子どもをおんぶする

できる

して走る

できない

子どもをだっこする

できる

して走る。

できない

いすかなにかに障害物があると

高さ 20CM未満

またいで歩く

30CM

避けて歩く

走っている電車の中で立つ

すこしできる

【かなりできる】

ビーカーに水を入れて歩く

内容量2/3ならでできる

↑

地面からの伝わる衝撃を

膝で充分吸収できていないため

ジャンプ

教室のスクリーンの紐に飛びつくことはできない

【できる】

なわとび

まったくできない

ケンケン(左足)

何かにつかまってできる

ケンケン(右足)

同上

前にジャンプすることはできる

後ろにジャンプすることはできない

【すこしできる】

横にジャンプすることはできない

鉄棒に飛びつくことはできる

教室の教卓などに飛び上がることはできる

プールの中からプールサイドへのジャンプ(未定)

書く

机に向かって書く
速く書く

苦もなくできる
できない ← 手の緊張の弛緩も

字はきれいに書けない
黑板の字はきれいに書けない
横に移動しながら黑板に字を書く
一度立ち止まるようにして書く

うまくできていないため

体操

鉄棒 さかあがり 1回できる
(注) 1回しかというべきか。1回まわると頭がクラクラする。

走り高跳び
走り幅跳び
前転

できない
できない

プール

泳ぐ
プールサイドにつかまり、波に身を任せる
水中で歩く
にもぐる

できない
【すこしできる】
できる
できる
できる

これらの文章の中で、体力行動的なものの、はしる とぶ などはいまもってできない。これは障害のためである。できない事はいくつかあるけれども、同じような事ができない先生が先生をしていられないかと言うとまったくそうではない。その辺は都の方で何らかの措置を考えればいい事です。

ただ何らかの措置によって自分が指導をしないという事ではなく、年輩の先生で自分と同じように児童の前で模範を示せない人もいるのだから、自分で教える事に関わって行きたいと思っている。それがベター。ただ体力面では不安が残る。そのばあい補助をつけるとか講師にかわってもらうとかのほうがベスト、ということ。

学校の活動の中で体力行動的なものが必要になってくると思われる

A 体育の授業については自分でやって行きたい。

B 校外に出るときなどは同じ遠足でも小金井公園などの平地ならば自分で行けるけど山登りなら他の人が必要。

遠足や校外学習の場合、これらのようにケースバイケースであるので一人いてもらえれば、まったく心配はない。

また以下の文章は7/29に提出させられた研修報告の中身です。

7月末の状況報告

1 リハビリの状況(治療の状況)

3月始めより順天堂病院に月2回平均で通っています。力を入れる訓練と云うより、力を抜きたいときに抜くという事に主眼をおいて、訓練をしています。

泳ぐためには力を抜く必要がある訳です。前は泳ぐ事はできなかったわけですが、このごろでは必要な場面で力を抜くという事がときどきできるようになったので、稚拙ながらも横泳ぎで泳ぐ事ができます。ただこれは4月に八王子福祉センターのプールに行った時点でできています。ただばた足をしようとするとい気に足に緊張が入り、力が入り抜けなくなってしまう状況です。

走っている電車の中も前は何かにつかまらないと不安で立ってられない状態でしたが、このごろは不安ではありません。また時間的には10分も20分もというわけにはいってませんが、何もつかまらないで立っていたり、走行中の車内を歩く事もできます。

2 健康状態

公務災害の口頭意見陳述資料作成のため、昨年11月に2週間入院し、詳しい検査を受けましたが、脳梗塞を起こすような身体的原因はありませんでした。また現在の生活でも、病院に行くのは内科検診の時だけで、しかも行って血圧を測るだけです。そのときも125~135前後で正常の範囲内です。今からだが悪く見える

のは、平成2年3月24日に発症している脳梗塞の後遺症であり、健康状況は至って良好です。

3 研修の状況と成果・今後の課題

第1にしている事は、子供と多くの場面で関わるという事です。3年生くらいの児童では、身体を動かすのが大好きです。休み時間になると校庭に一目散に行く子もいます。種々の場面でできることもあります。そうではない場面もあるので、校庭に出るときは3年生では中庭に出るようにしています。というのもこのごろやっとなら大校庭に出る児童も出てきましたが、児童の生活の中心は中庭だからです。

当初、校長の方から「校庭で～云々」という話もありました。決して出ていないわけではなく、中庭に出ています。というのも来年を見越して3年と多くのかかわりを持つと考えたからです。また出ていないときでも、教室で児童と関わっています。

関わりを持つ事が、児童理解につながり、指導の手だてを考える上で必要になってくるからです。担任ならば児童理解と指導の手だてについて1学期中に済むのですが、どうしても子どもと関わりを持つペースが遅いので、2学期は児童理解に立った上での、指導の面にも関わって行くようにしたいと思う。

4月いっぱいくらいは、子どももこちらに遠慮をしてあまり話しかけないという場面もありました。こちらが中庭に出たり、休み時間や放課後、あるいは給食や清掃などをして、子どもと関わりを持つ場面が多くなってくると、遠慮もなくなってきたり、自然に接するようになってきています。その度合いが行き過ぎて、このごろでは実際に呼ぶときに、ふざけて「いの先」とか「みっちゃん先生」とか、生活指導上問題のある呼び方も出てきたので、2学期以降はその点についてはきびしく指導をして行きたいと思っています。

授業指導については、授業の目的として知識の伝授だけではなく、いかに子ども達が学びたいと思うか知りたいと思うか、の点について立脚した上での指導の大切さについて再度だんだん分かってきたように思います。専科をしているとどうしても時間が制限されがちなのでかなりの部分について教師の側で準備をしてしまいましたが、準備をする事から子どもが取り組んだ方がいい影響を与える（学習指導の上でも生活指導の上でも）ということについて再認識してきました。

いろいろな意味でこういうものは一種経験と関係してくるので、このごろ判ってきたので、より多くの授業を手がけて行きたいと思っています。

校外に出る研修については、多摩研の理科研修と視聴覚研修また日野市の研修会

などたびたびあります。知らない事なども多くあり、以前校長が言った教員としての資質の向上としての研修に寄与していると思います。

2学期以降の課題として、学年・学級事務について5年も離れていると忘れていく部分も多いので、いろいろ目を配りながら3年の先生の事務処理についてはすべて自分がするつもりで取り組んで行きたいと思っています。また先ほど言いましたが授業についても、1学期は完ぺきさを求められていると思いい回数もそれほど多くはありませんでしたが、こういうものは経験が大切なので3年の先生と相談して数多く取り組んで行きたいと思っています。

4 来年度3年生担任としての自分の意見

子どもとのコミュニケーションについては慣れ合いが出てくるほどなのだから問題はない。

教科指導については考え方は分かっておりあとは経験の部分が多いのでおいおい慣れると思う。体育の指導については担任の先生が休んでいるときにはきちんとしてきており、またプールの指導もしている。

校外学習については遠足社会科見学など4月から3年生について行動できているので、心配ない。

体育の授業については不安が残る。がこれも講師等つける制度があるというので、これについても問題はないと思う。

以上が7月に出した文章です。

等って要配慮教員としての処遇を解除する事を要求する。

今後考える事

はずす上での要求を「4月にさかのぼり」とした方がいいか。

「はずすのなら過員扱い」と言われた場合、要配慮をはずす事がまず第1に問題なのだから、「将来の学級担任の為の経過措置」ということを確認させて、とにかく今年はずす事に専念した方がいいか（現在の所自分としてはその意識が強い）＝あくまで学級担任を希望するが、そのために要配慮がはずれなかったらあぶはちとらず。

一応今までの経過

(1) 10月下旬 OR 11月初旬

・今後の方向性についての打診

校長：教員以外の道、例えば社会教育への道なども将来を考える上で入れてもいいのではないかな？

(2) 11月中旬（入院前）

・要配慮の申請について

校長：井上さんのために要配慮の申請をしてはどうかと室長が言っている。

井上：要配慮とは何ですか？

校長：わからない。ただ要配慮だから配慮してくれる事だ

井上：配慮してくれると言うのなら、お願いしたい。

(3) 1995/12月下旬

要配慮という事の確認

井上：要配慮と云うのは、この学校にいた成松教諭が受けていた特別措置の事ですか

校長：井上さんの場合は精神疾患ではないのでこの措置には入らない

(4) 1995/01/09 15:00過ぎ

来年度の進路の3つの具体的な方向について

校長：10日までに3つの選択をしてほしい

I 1年を単位とし2回まで更新でき、籍は三小にあるけれども一切校務分掌などもせず、研修に専念する 方法。但しこれは3回目の更新はなく、退職を前提としている。

II 担任をする。体育講師などはつく可能性は高いがまだ分からない

III 1年間休職をし、リハビリ・研修に専念する。

その後は担任に復帰するが、そのときの条件については全く未定

その後 室長に直に言いに行った1月27日の席上で、要配慮教員としての都の決定通知を読まれる。そして現在にいたる。

10月末に校長に出した所見

10月末の状況報告

1 リハビリの状況（治療の状況）

リハビリ通院の件は前に報告した通りです。運動状況の変化に関して言えば

順天堂医院のリハビリテーションの新保先生が

①両上肢の振りがスムーズになってきている。

②方向転換が少し安定してきている。

③右足部の過緊張が軽減したため内反が減少してきた。

④ゆっくり動けるようになってきた。

と、以上の4点をあげて「全体的に動作に安定感を本人が感じるようになった。」としています。

日常生活の中でも、前は階段を登るとき足もとを見ないと登る事ができませんでしたが、このごろは学校の階段ならば平気になりました。下るときは足を下ろすだけです、以前からできています。

また板書をするときも、前は字を書ける範囲が小さかったのですが、今はだいぶ広がりました。少ない授業時間でも、自分でも意識できるほどの広がりを見せたので、担任を持てばもっと広がるであろう事は想像できます。

2 健康状態

前回同様 良好 後遺症のみ

3 勤務（含 授業）の状況と成果・今後の課題

今月は全日の授業の日は2日しかありませんでした。7日の3-1と21日の3-2です。

4月から今まで数回にわたり各々のクラスの1日担任をしてきましたが、すればするほど今まで忘れていた学級担任としてのこつというか、指導方法を思い出しています。

特に1日担任ではありませんでしたが、担任の先生が風邪で早退し残りの授業を受け持った26日。学級会で席替え。本来の担任の仕事としても学級経営の根幹をなすものを大過なくできたことは私自身にとって大きなプラスになりました。

前後しますが、5日には全校遠足があり昭和記念公園へ他の人と全く同じ行程で行ってきました。確か去年も同じに行ってきたと思います。

今月数回、指導主事の先生による授業の参観や、その講評などがありました。話そのものについては益するところはあると思いますが、要配慮の中での措置ならば、参観の結果や講評に対する対応の方法について（ここはこうした方法もあるよ、といわ

れて私がどのように対応したか、ということ等) どのように使われるのか心配です。

今後の課題(今年だけの問題ではなく教師として勤務する以上永遠の課題)としての授業技術の向上は、永遠に続けたいと思っています。

11月の17日19日と学芸会があり、学芸的行事委員会の長であり放送係でもあるので、それまでは授業に於いても校務分掌に於いても忙しくなる事が予想される。

4 来年度3年生担任としての自分の意見

まず第1に体力的な事でいえば、小金井公園の遠足にもついていった、昭和記念公園の全校遠足にもついていったということで、3年担任としての体力面からはクリアできていると思います。

教科指導の面などで、自分の授業に欠点があるのは認めるところです。が誰でも多かれ少なかれ、そういうものは持ち合わせているものだし、これからの長い教師生活の中で改善していくべきことです。今年は要配慮という特殊な環境であり、また採用以来ずっと5・6年と関わってきて、はじめて3年生という幼い子供たちと常時接して、今までのやり方では通用しないことがわかり、一種の戸惑いみたいなものを感じています。でもこれも高学年から低学年に降りた人なら誰でも経験することであり、1日中一緒にいるという時間的な長さが解決してくれるものと思っています。

生活指導的な面では、担任の先生と私と、二人の先生の考え方の違い(ここまでは許せるけどここからは絶対許せないという事など)が微妙に違っている部分があります。担任の先生はどんどんやっていっていいよといいますが、その面に関しては違っていると迷惑するのは子供であり、多少遠慮みたいなものはあるのは事実です。ちなみに生活指導とは少し違って来るかもしれませんが、今給食の時間3-1の時は担任の先生がいても、児童の指導などをやっています。

以上教科指導についての現在の状況の中での若干の欠点がありますが、総合的に考えれば、来年からの3年生学級担任としてはやっていけるとおもいます。

【要配慮をいかにはずしていくか】

要配慮申請の理由について校長に3/25に聞いた事がある。その中で校長は「今の現状ではますます学級担任を持つのはむずかしい」。井上は「持つ自身はないといった事はある」それは去年10月頃。今年になってからは「もたしてくれ。」としか言っていない」

現状の意味を聞いてみると機能的な面一走る事ができない、避難誘導ができない、体育指導が一人ではできない、校外学習も一人では難しい一という答が返ってきた。

ひるがえって4/25の都教委交渉で榎本管理指導主事は「障害からくる指導力不足」という表現をしている。

同じ言葉で校長の言葉を探してみると、「できない事が指導力不足につながる」という言い方を4/26にしている。詳しく言うと「教員をやっていく上で、機能を回復する事、それは旨質の問題。」としていて「できない事が指導力不足につながる、機能と旨質が区別できない。」といている。

障害を理由に要配慮に入れる事はないとした、都教委の見解に矛盾しはしないか。なぜなら指導力不足の根拠を都は障害に置いているからである。

教員になって今まで、6年5年6年5年6年 異動 5年6年 脳梗塞発症 専科として5・6年担当5・6年担当5・6年担当、そして今年の要配慮。今まで高学年専門だったものが、すぐに低学年に毛の生えたような子供たちにすぐ対応できるわけがない。

もう始まってから半年経っているという意見もあるが、始業前の教室へ行ったり、休み時間や給食、はたまた放課後、交流をがんばってしてみても時間的な不足は担任に及ぶべきもない。

また四六時中授業の参観(担任にしても校長教頭等の)があり、緊張してしまい、十全の指導ができない中で「あの人は指導力に不足している」といわれることには納得できない。

また学級をまとめあげていく力にしても、いかにがんばってもあの年代の子供たちにとっては担任の先生の言葉の方が重い。担任の先生が休んだ場合、一日担任をするときがあるが、ある事の指導で担任の先生と違うと「〇〇先生はそうは言わなかったよ。」とくる。これでは満足にできるはずがない。

今まで担任や専科をしてきてそれほど問題があったらうか。あまり前の事を言っても限りがなくなるから、とりあえず発症後の状態の話をする。日野市の室長は「理科専科なら理科専科というかたちでやって構わない」「井上先生の場合は専科はできるが学級担任はむり」と2/02にいている。とりもなおさず去年までの授業については問題はないという認識をしている。なにがかわったか。学年と身分上の不安定さである。今年になって要配慮になって環境の全く違う中でうまくできる方が珍しい。

復職までの経過について

北海道函館市立湯川中学校

教諭 松本康宗

平成六年五月に、緑内障で入院手術し退院しました。

七月に一度復帰しましたが、角膜の状態が悪いことと、視力が十分に回復せず、また、近くの細かいものが十分によく見えなため八月から十一月まで 角膜びらん等の病名で再度病傷欠勤し 通院治療しました。

しかし、期間が過ぎても視力は十分に回復せず、また、近くの細かいものが十分によく見えなため、引き続き休職に入りました。

休職期間中に、国立リハビリテーションセンターのロービジョン・クリニックに入院し復職の訓練を三週間授けました。

そして、今年の四月から復職しようとして三月の健康審査を受けました。結果は 勤務不可でした。理由についてはなく、学校長にそのことを調べてもらったところ、「診断書が悪かった。」ということだけでした。そこで、組合（北教組）に依頼したところ

勤務不可の理由がわかりました。理由の内容については略します。

それで、校長と相談して次回は七月に健康審査を受けようと決めていました。

数日後、校長から呼び出されました。校長は組合を使って、教育委員会に不可の理由の探りを入れたことを憤慨してました。

ところが、校長は急に七月から五月に健康審査を早く受けるように言いました。それで、五月に 診断書を提出しました。内容は前回とあまり変わりません。結果は、6月1日から復職となりました。

また、この審査の前に障教連を受け、組合（北教組）が函館市教委と道教委に復職の交渉をしてくれました。さらに。道議会議員の平出陽子氏（社会党）と前北海道知事の横路孝弘氏の働きかけがありました。

復職に際し、たくさんの人達のお力添えによって、復職することができました。皆様方に、深く感謝しお礼申し上げます。今後より一層努力し精一杯仕事に打ち込んでいきたいと思えます。今後とも宜しくお願いいたします。

1995年4月25日

東京都教育庁
人事部職員課長
小田原 栄 殿

「障害」を持つ教師と共に・連絡協議会
代表 大葉 利夫

4月25日の話し合いについて

日頃より本会に対してご理解ご協力頂き、有難うございます。さて、4月25日の話し合いの内容を下記のようにまとめました。双方で、事前検討を加えて、当日の会議が有意義なものとなることを希望します。

[1] 個別

1. 井上（日野第3小勤務）

90年度に脳梗塞で倒れて休職し、91年度に復職して、92年度から理科専科として3年間勤務していた井上教諭について

ア. 95年度になるにあたり、要配慮教員にされてしまったのはなぜか。

イ. 直ちに、要配慮教員への適用を撤回して頂きたい。

ウ. 今後、障害の後遺症のために運動機能に支障をきたしているの
で、体育や課外行事に講師を配置する等の措置をして、担任をやることを要望する。

2. 小針（葛飾盲学校勤務）

左半身麻痺と左難聴の障害を持っているが、昨年度は、家庭科を12時間担当して問題無くやっていた。

ア. 小針教諭の障害を補うために講師を配置したということだが、現場では授業担当から外されたのはなぜか。

イ. 直ちに、授業担当として戻すことを要望する。

3. 大里 暁子（城南第2小勤務）

ア. 資料の朗読等を行なうアシスタントを保障して頂きたい。

イ. 音声ワープロを別枠公費で設置することを要望する。

4. 大葉 利夫（小金井北高教諭）

ア. 今まで私的に頼んでいた採点者を、5月の中間テストから公的に採点の為のアシスタントとして配置することを要望する。

イ. 音声パソコンを別枠公費で設置することを要望する。

[2] 全体

1. 昨年11月に、都教委が労働省に障害者の雇用計画を提出して以後、障害保障の実現に向けた取り組みの経過と今後の見通しはどうなっているのか。

2. 95年度になるにあたって、障害を持つ教員が、障害者を当てはめるものでない要配慮教員に適用されている事実を、上記の他にも把握しているが、どのように考えるのか。

1995年11月6日

東京都教育庁人事部職員課長
小田原 栄 殿

「障害」を持つ教師と共に・連絡協議会
代表 斉藤 昌久

11月7日の話合いについて

日頃より本会に対してご理解ご協力頂き、有難うございます。さて、11月7日の話合いの内容を下記のようにまとめました。双方で、事前検討を加えて、当日の会議が有意義なものとなることを希望します。

[1] 全体

1. 昨年11月、都教委が労働省に出した障害者雇用計画が、95年1月から実施されているが、その実状はどうなっているか。

ア. 障害保障としての、予算措置やワークアシスタントの配置、音声ワープロの公的導入等はどのようになっているのか。
イ. 採用計画の内容を明らかにして頂きたい。

2. 要配慮教員制度は障害者に適用すべきものではないと明言されたが、現実には、障害を持つ教員が適用されている。このような都教委の発言と学校現場の実情とのくいちがいをどう説明するのか。

[個別]

1. 井上 (日野第3小勤務)

90年度に脳梗塞で倒れて休職し、91年度に復職して、92年度から理科専科として3年間勤務していた井上教諭について

ア. 95年度になり、障害を持つ井上教諭が要配慮教員にされてしまったことは不当なことである。直ちに、要配慮教員への適用から外して頂きたい。

ウ. 来年度、障害の後遺症のために若干の運動機能に支障はあるが、次の2点の措置をし、担任をやることを要望する。

(1) 体育については、講師を配置して頂きたい。

(2) 校外行事に際しては、囑託等の引率者の配置をして頂きたい。

2. 大里 暁子 (城南第2小勤務)

ア. ダブル障害のある大里教諭に対し、勤務時間内透析通院は認められているが、視覚障害に対する保障はあまり行なわれていないので、持ち時間を軽減して、授業準備をする為の時間を保障して頂きたい。

イ. 授業準備のためのアシスタントの配置をして頂きたい。

3. 大野教諭 (伊藤小) の異動希望について

4. その他

1995年3月20日

京都府教育委員長
森田 嘉一 殿

「障害」を持つ教師と共に・連絡協議会
代表 大葉 利夫

要望書

本会は、障害があっても働き続けるために必要な労働条件の改善、すなわち障害保障を制度化することを目指して活動を行なっております。1991年に障害保障要綱を東京都教育委員会に提出して以来、定期的な話し合いを継続する中で、視覚障害者に対する持ち時間の軽減と人工透析をする人に対する勤務時間内の透析通院を認めさせて来ました。昨年、9月には10万余の署名を集めて文部省に提出するなどの活動を行なっています。

さて、今回は、昨年10月に続いて、京都市立滋野中に勤務する辻範子教諭の件について再度の要望をさせていただきます。

辻教諭は、昨年8月に心臓疾患による4年間の休職を終えて復職しました。手術の後遺症のため心室性期外収縮により、無理をすれば不整脈が生じて、放置すれば危険な状態に陥りかねない程です。本会では、貴教委との話し合いを持って、辻教諭の状況を説明して5時間の時間軽減の対応措置を取ることを申し入れましたが、制度に無いからと全く受け入れられずに、健康な人と同様な20時間を担当して、勤務に奮闘努力をしておりました。しかしながら、2月23日、労作性狭心症と急性膵臓炎を併発して、緊急入院に追い込まれ、2ヶ月間の再度の休職を余儀なくされました。

このような事態は、本会が心配していた事であり、そのことが現実となってしまったことに怒りを禁じ得ません。その責任は貴教委にあることをしっかりと認識して、早急な対応措置を取ることをお願いします。

心臓に障害がある辻教諭にとって、健康な人達と同様に持ち時間をこなすことは、ひじょうに負担であり、不整脈の発作を抑えるために薬を

飲みながら勤務をする状況でした。意欲と情熱を持って子供達と接している辻教諭は、表面的には元気そうに見えているのですが、日々の疲労の蓄積が極限に達して今度の事態を招いたのです。復職後の当然在るべき「軽減」すら無い状況の中で、持ち時間5時間の軽減（持ち時間15時間）要求を無視してきた貴教委の対応のもたらした結果であり、障害を持つ教師を退職に追い込む以外の何物でもありません。

障害を持つ者が働く為の特別の労働条件の整備は、国連におけるILO159号条約において明記されており、また、昨年12月に成立した障害者基本法でも管理者の責任において行なうべきことが示されております。昨年11月には、文部省が雇用促進法の雇用率を達成するように、各教育委員会を集めて指導していると聞いております。東京においては、本会と都教委の話し合いの中で、障害保障の制度が出来るまでの緊急の対応を要する問題について上記の様な具体的な対応措置を実現させております。大阪府や新潟県等においても常勤講師の配置などが行なわれております。このような流れの中で、障害があっても働き続けられるかどうかということは貴教委の姿勢いかにかかっているのです。

去る3月13日の京都市教委の藤田労務係長との話し合いの中で、辻教諭の来年度の異動は考えているが、持ち時間の軽減が制度には無く府教委の管轄になるとたらい回しの様な発言があり、全く誠意の無いものでした。

本会としては、辻教諭が心臓疾患があっても働き続けられるために、下記の2点を貴教委に要望致します。ぜひ、ご理解と十分な配慮をお願い申し上げます

(1) 現在、休職中ですが、95年度の異動については、通勤の負担の少ない学校（電車利用のみで可能な所）に異動をさせていただきます。

(2) 持ち時間を15時間以下に軽減して頂きたい。（特別に、講師の配置等の対応措置を行って頂きたい）

尚、以上2点について3月27日迄に文書による回答をお願い致します。

1995年6月5日

都立小金井北高等学校長
篠原忠英 殿

「障害」を持つ教師と共に・連絡協議会
副代表 的野碩郎

要 望 書

私たち、「障害を持つ教師と共に・連絡協議会」は、障害（身体障害および慢性疾患等）があっても教師として働き続けること、そのために必要な労働条件を「障害保障」というかたちで制度化して行くことを目指して、1991年10月に結成されました。貴校に本年4月より勤務している数学科の大葉利夫教諭は、会の結成以来、代表として、障害を抱えながらも働き続けたいという多くの教師の思いを共有しながら活動して来ました。

御承知のように大葉教諭は強度の眼性疲労を伴う視覚障害があるため、持ち時間の軽減や、通勤に負担のない学校への異動を要望して、都教委との間で再三に渡って話し合いを重ねて来ました。今年になって貴校への異動が決まり、通勤の負担が軽減されたことで、大葉教諭にとってはこれまでより働きやすい環境が整いました。今後は教員としての職務遂行に一層の努力を自らに課しながら、障害者が働く上で必要な様々な保障に関しても、同僚の先生方の理解を得て実現に努めようとしていた矢先の去る5月12日、貴職と貴校の教頭が大葉教諭を個人的に呼び出し、威圧的雰囲気の中で以下のような主旨の発言をされました。

- 1) 上司の頭越しに都教委に要望するのは問題だ。
- 2) 障害者は人一倍頑張っている姿を他の人たちに見せたほうがよい。

私たちは、このような貴職の発言に対し強く抗議するものです。先にも記したように、私たちは障害があっても教師として働き続けられる職場環境を作り出し、行くために活動していますが、その際に、まず私たちが要望を持って行くのは各学校長であることは言うまでもありません。しかし、残念ながらほとんどの場合は「制度がない」ということで否定され、障害者の立場に立って各教委に対し

て具申して頂けるケースは皆無でした。大葉教諭の場合も貴職宛に2月の段階で要望の内容を文書で提出しており、都教委と定期的に話し合いの場を設けていることも既に御承知のほうです。制度の壁があって現場では問題の解決が困難なため、やむを得ず都教委と話し合っている現状への理解こそ貴職に求められていると思います。

また、なぜ障害者だけが「人一倍頑張る」ことを要求されるのでしょうか。健常者と同様の仕事をこなそうと無理をして、結局辞めざるを得なくなったのが、これまで障害者が置かれていた状況でした。視覚障害者が働き続けるためには、まず、障害ゆえに必要な機器の購入や、授業の準備に要する時間を保障するための持ち時間の軽減、本人だけでは絶対不可能な採点の公費による保障等が必要で、私たちが「障害保障」として要望している以上のような様々な条件整備抜きに、いたずらに精神論だけを持ち出すことは一面的と言わざるを得ません。

以上、5月12日の大葉教諭に対する貴職の発言に抗議し、再びこのような事態が起こらぬよう申し入れるとともに、障害者が働くことへの理解を今後深めて頂き、「障害保障」の実現に向けても御尽力頂くことを要望致します。

以上

1995年6月7日

埼玉県教育委員会
教育長 荒井 桂 様

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員長 佐々木敏雄

岩槻高校に音声ワープロ等の設置を求める要望書

貴職が高校・障害児学校教育の充実・発展と、一人ひとりの教職員が生きいきと働きやすい労働条件の改善のためにご努力されていることに敬意を表します。

さて、岩槻高校の宮城教諭は視力障害を持ちながらも、生徒達の教育に全力をあげて取り組んでいます。しかし、よりスムーズに仕事を行っていくうえで、いくつかの補助具等の設置が求められています。

そこで、次のような対応措置をとっていただくことを要望します。

要望事項

1. 音声ワープロ（パソコン、音声装置、ソフト）を公費で設置すること。
2. 採点のためのアシスタントを公的に配置すること。
3. 教科書の拡大写本やテープ化を保障すること。

1995年6月26日

埼玉県教育委員会
教育長 荒井 桂 殿

「障害」を持つ教師と共に・連絡協議会
代表 大葉利夫

要 望 書

私たち、「障害を持つ教師と共に・連絡協議会」は、障害（身体障害および慢性疾患等）があっても教師として働き続けること、そのために必要な労働条件を「障害保障」というかたちで制度化して行くことを目指して、1991年10月に結成されました。以来、92年に東京都教育委員会に「障害保障制度要綱」の制定を求める要望書（添付資料）を提出、昨年には東京都と文部省に対し、同様の主旨でそれぞれ6万6千、11万6千の署名（添付資料）を添えて請願をし、現在も継続中です。

また、制度が確立されていない現段階においても、緊急に必要とされる個別の対応に関しては、都教委に要望を申し入れる中で、視覚障害教師に対する持ち時間の軽減や補助機器の設置、人工透析をしている教師への勤務時間内通院の保障などが認められて来ています。

1981年の国際障害者年を契機として、行政サイドでも障害者の雇用促進に向けた様々な対策が講じられて来ました。昨年になって、公立中学・高校の教員を障害者雇用促進法で定められた雇用率の適用から特例で除外していた規定も撤廃されました。障害者の働く権利が社会的にも徐々に認められて来ているとはいえ、補助機器等の物的措置や人的対応がなされなければ理念だけの空回りに終わってしまいかねません。現に、途中で障害を持った教師は何等の対応措置もないために、多くの場合は退職を余儀なくされて来ました。私たちはこのような現状に歯止めをかけるべく、同僚の先生方の理解を得つつ、各学校長や各教委への働きかけを主要な活動の一つとして取り組んでいます。

さて、本会の会員でもある岩槻高校の宮城教諭は92年に視覚障害5級の認

定を受けていますが、その後視力の低下が進行し、眼性疲労も著しい中で健常者と同様に週16時間の授業を受け持っています。また、文書処理に必要な音声ワープロは個人で購入し、採点等の作業も私費でアルバイトを頼んでこなしています。宮城教諭が障害を抱えつつ教員として今後も働き続けて行くためには、個人で負担を抱えるのではなく、公費で保障されるような条件整備が必要不可欠であると思われまます。

具体的な要望事項につきましては、先に岩槻高校の柴原校長から貴教委宛に具申があり、埼玉県高等学校教職員組合からも要望書が出されているとのことで既に御承知とは存じますが、本会からも重ねてここに要望致します。「障害があっても共に働く」という理念を学校現場においても実現していくために、下記の要望に対する貴教委の具体的対応措置を是非お願い申し上げます。

要 望 事 項

- (1) 視覚障害者が文書処理を行う際に必要な音声ワープロ（パソコン・音声装置・ソフト）を公費で設置して頂きたい。
- (2) 採点のためのアシスタントを公的に配置して頂きたい。
- (3) 教科書をテープ化したり拡大写本にする際の費用を公費で保障して頂きたい。

以上

1995年9月14日

都教組日野市立日野第三小学校

長澤 範重 分会長殿

「障害」を持つ教師と共に・連絡協議会

事務局長 宮 城 道 雄

井上教諭の処遇に関する要請書

本会は、障害を持ちながらも教育現場で働き続けるために必要な労働条件の改善と障害保障制度の確立を目指して、1991年10月に発足した当該者とそれを支援する個人・諸団体で構成する組織です。

日野市立日野第三小学校教諭井上先生は本年4月から要配慮教員として定数外の不本意な処遇を受けていることはご承知の通りですが、井上教諭が学校長より昨年度末に、詳細を説明されないまま、その障害を理由に「要配慮教員」を言い渡されましたが、井上教諭と本会とで、その「要配慮教員」措置を検討した結果、学校長の取ったこの措置は不当であり、受け入れられないものであるという結論に達しました。この結論を受けて、井上教諭は本年4月、学校長に対し、「要配慮教員制度」適用の措置を認められない旨の申し入れを行いました。

しかし、学校長は井上教諭に対して、今年3月25日に「教員としての資質向上」「一般的な意味での研修」の課題を課し、「要配慮としての研修」を求める方針を変えようとはしていません。井上教諭は不本意ながら「研修」を行って、機能回復の努力と現場での限定された中での教育活動に取り組んできました。

井上教諭は、同時にリハビリによって機能回復に努力する中で、一部分ではあるものの機能回復を見てはいますが、脳梗塞の後遺症の障害は、本人がいかに努力しても失われた機能を完全に回復されるものではありません。

従って、井上教諭に対する「担任としてのすべての教育活動を行う」という学校長の要求に全面的に応ずることは不可能であり、機能障害によって、「資質の低下」「指導力不足」という井上教諭への見方も障害に対する誤った認識であると考えます。

現在の井上教諭の健康状態は良好であり、機能障害のために、何ができるか、また何が自分にとって困難かの認識も、リハビリを通じて深く捉えられるようになっていきます。

その結果、井上教諭は、

1. 体育の授業に講師を配置する。
2. 遠距離の校外学習の場合の補助（または代行）教員の配置。

私の要望

斎藤 昌久

等の障害保障が現場で確立されれば、担任に復帰できる、という確信を持つに至っています。

昨年8月の本会と都教委間での協議で、「要配慮教員制度」は障害者に適用する制度ではないことを確認しています。つまり、障害を理由に要配慮教員制度を適用しないことを都教委（小田原職員課長）は言明しています。

しかし、残念ながら、教育現場の管理者の中には、この制度を利用して障害を持つ教師を排除し、差別的な処遇を課し、障害者に対する閉鎖的且つ差別的な人間観を払拭できない管理職も後を断ちません。

日野第三小学校長も、井上教諭に「指導力不足」と「資質の向上が必要」としていますが、その根拠は、井上教諭の障害にあります。

昨年11月8日に文部省は都教委に対しても、障害者雇用率の改善を求め、都教委も障害者の雇用計画を見直し（障害者の雇用率2%を目標とする）、障害者雇用除外規定を取り下げています。

以上のことから、井上教諭の上記の要求は正当なものであると本会では考えています。しかし、重要なことは、障害を持つ教師が、教壇に立ち続けるためには、教育現場の同僚、管理職の様々な支援と理解が必要であり、周囲の多方面にわたる協力も不可欠です。井上教諭自身の担任復帰への意欲とそれに向けての努力を貴組合におかれましてはご理解いただき、学校長に対して分会の重要課題として、井上教諭の要望としての2点の「障害保障」措置を講じた上で、来年度要配慮を外し、定数内に戻し担任に戻すように強力な働きかけを行っていただきたく、「障害」を持つ教師と共に・連絡協議会を代表して要望するものです。

尚、障教連といたしましては、日野市立日野第三小学校の職場全体の総意として、井上教諭の定数復帰を位置づけて、他組合と貴組合の協同の取り組みができれば、早期復帰も可能ではないかと考えております。

末筆ながら、貴分会のみなさまのご健勝をお祈りしてやまない次第です。

敬 具

連絡先：「障害」を持つ教師と・共に連絡協議会

〒339 埼玉県岩槻市府内1-3-52

宮城 道雄

☎048-797-1323

I 英語科にこの文書を提出することになった経緯

10月6日（金）の朝、英語科主任を通じて、校長先生から呼び出しがあり、概ね次のような話がありました。

「斎藤さんは高給を取っているのに、それに見合った仕事をしていない。教材作りは、授業に出ている先生は片手間にやっている。今の斎藤さんに対して、英語科の多くの先生は不満を持っている。斎藤さんの側に立っている先生も仕事を十分していないと言っている。CAIの担当なのに、英語科の中で全然進展がない。CAIは死んでいる。これでは困る。英語科の先生から文句を言われないようにしてほしい。学年を越えて教材を作るべきではないか。」

CAIに関しては、以前も同じ話があり、これに対して、「英語科の中で、CAIを使って授業を勧める体制と意志統一ができていないので、今教材を作っても使う先生がいない。市販のソフトでテストを作っている先生はいるが、学年によっては使わないところもある。科として方針が決まらなければ、私としては動けない、」と答えてきました。ただ、今回は、英語科の中で話し合った位置づけに則って現在の仕事をしてきた私としては、非常に不愉快な思いをいたしました。話の中に、この校長呼び出しが英語科の中の不満として語られたこと、会議で了承された位置づけを全く無視して私を批判し、主任の頭越しに要求してきたことは大きな問題だと思います。

授業に復帰することを全面的に拒否され、主体性を発揮しにくい状況の中で、今出来ることは、教材作りと補習、それに部活指導だけです。この状況を打開するために、英語の授業は少人数クラス、LL教室を使い、さらに自らは高度の補聴器などを装着するといった方法で実現させたいという希望を校長先生に伝えて帰ってきました。

II 今年度の私の仕事

(1)校務分担 図書委員会、CAI、職員旅行

英語科内分担 図書係

中学囲碁将棋部

(2)英語科としての担当

高1OC（現在VTR、テープ教材作成）

ZKAI速読英単語（フリガナ作成）

不振者指導、補習（9名 2回/週）

宿題テスト、単語テスト、実力テスト採点（2クラス）

第一回実力問題作成

Ⅲ障害種別を配慮した上での授業の担当を希望

私は、90年4月に職場復帰したときは、視力(矯正視力)0.04、聴力は障害4級でしたが、92年2月白内障手術によって、裸眼で(右眼)0.2まで回復しました。状態は安定しましたが、これ以上に機能は回復しません。従って病気ではなく、90年復帰以来、長期の欠勤は92年の手術入院以外はありません。

勤務時間も、5時以前に帰宅することは少なく、その程度の体力は保持しています。従って、来年度、次の要望を提出したいと考えています。

(1)学年所属希望=高2

(2)校務分担=図書館指導部、CAI

(3)少人数クラスの授業

難聴の対策としてLL教室の使用、PA機の使用、デジタル補聴器の使用などで対応して授業を持つ。高2の学年に少人数のクラスがない場合もあり得るので、この点は英語科で検討していただきたいと思います。

(4)不振者指導(補習)

CAI教室を使って、英語の基礎的な教材を生徒レベルに合わせて作成し、自習用に作成する。校長先生からは、CAIを中3に使用することが提案されているが、教科が何かの形で使用する方向を採らなければ、有効な利用は出来ないので、とりあえず中学の基礎的な文法のドリルを考えてみたいと思っています。

(5)現在行っているZKAI不振者補習、各種テストの作成と採点は、高2でも続ける。

(6)教材発掘 これは私だけの仕事とは言えませんが、今までは所属学年以外には提案して来ませんでしたが、英語科の6年間のカリキュラムを作るためには、市販の問題集だけに依存するのではなく、自主教材を開発しないと、国公立の入試問題などの出題傾向についていけないと考えています。

英語科のみなさんの支援もいただき、授業復帰以外の仕事は、退職前の状態に戻すことができました。残るのは授業復帰への課題です。授業に出なくなって、早くも6年にもなり、この希望は強くなるばかりです。

公立高校では、東京都の場合、障害を理由に「要配慮教員制度」(授業から外して、定数外として3年間の研修をさせる制度)は適用しない、ことになっています。現場では、いろいろ障害を配慮して、障害を持つ教師の出来ない部分を講師を配置して(加配と言われています)授業につけていく方向になっています。

第 2 部

特 集

1 第4回大会のまとめ (斎藤 孝良)

2 参加者の感想 (松山 千春)

第4回大会の総括

実行委員長 齋藤 孝良

1995年5月6日(土)の運営会議で、第4回大会へ向けての実務的な仕事が始まった。そして、私はその実行委員長になった。5月23日(火)には、実行委員会を開きその後、2回の会合を開いた。さらに、4回の定例会・運営会議で話し合いをもって、準備を進めていった。

原稿を依頼された人たち、各役割分担の人たちは、積極的に引き受けてくれた。また、大葉代表も「運動を進める上での差別はないか?——異動に関わる諸問題——」という下書きのかきかけの原稿を6月の運営会議の時に配布したりした。さらに、代表は障教連の運動のあり方・運営のあり方について提案したいということなので、討論集会と臨時総会を2日目にもつことにした。

そうした意味、大会に向けて十分に盛り上がりを見せていたはずだった。しかし、7月に入って代表と運営部との間に避けては通れない対立が再燃して、これがそのまま、代表の障教連脱会という状態での大会になってしまった。

第4回大会は、多摩障害者スポーツセンターで7月22・23日(土・日)に行われた。大会初日の総会で、会員の中から「大葉代表と運営部との間に何があったのか?」の質問が出された。また、この日の参加者が15名(あと要約筆記者が2名)であったので、分科会を全体会に変更した。「障害を持ちながら勤務を続ける為に」のテーマで栗川さん・成松さん・勝原さん・松本さんからの報告があった。職場の中の一人の教員である。障害にめげずに、自分の仕事を切り拓いていく。ことを発表してくれた。

全体会の残り30分は、大葉代表のことで会員の意見を聞いた。「大葉代表の生の声を聞きたい」と言うことになって、2日目に大葉代表にきてもらうことになった。

2日目は、大葉代表が26名の参加者に対して、上のレベルでの「差無世」運動推進協議会という会を作り運動して行くことを提起した。そして、臨時総会で運営部の総辞職が決まり、障教連の代表として大葉さんが残ることになった。

昼食をはさんだ前後の時間で、会員レポートがあった。関さん・大野さん(代読)・栗原さん(代言)・成松さん・丸山さん・松本さん・久米さん・栗川さん・早川さん・若松さんからでした。(職場での)近況・現在までの遠い道のりなどを報告してくれました。

第4回大会は、当日になってプログラム変更があったり、思わぬ結末をむかえたりして、混迷をきわめた。しかし、障教連の歴史にそのページを刻むことになるでしょう。

さいごに、この大会を支えてくれた共に会員のみなさん・岩槻高校の染谷さん・要約筆記の方々・またボランティアの松山さん本当にお世話になりました。ありがとうございました。

松山 千草

おひさん、お久しぶりです。昨年の夏にボランティアとして障教連に参加させて頂きました。障害を持っているというだけで健常な先生方より多くの悩みが生じてくるのは当然ですし、学校の制度や設備等に差別や問題が依然としてあると障教連でのお話を聞いて実感しています。私は障教連を、視覚障害を持つ教師の方々の悩みや問題を障教連というまとまりの中で、その会員全員で考え良い方向へ持っていくという団体だと解釈しました。悩みや問題をただ話し合ったり、いわゆるなぐさめ合ったりすることが障教連の目的ではなく、悩みや問題を良い方向へ持っていくこと、現状を変えていくことを目的としていると感じたので、おひさん前向きな生き方をしているんだなと感じました。障害を持つ方々のことで今まで自分が気付かなかったこと、又考えもしなかったことが多くあり、おひさんと接することで幾分か教えられたことは良い経験でした。障害を持つ方々の視点に立った物

事の見方がおひさんと接する中で、少しでも多く行っていけばと思います。今後よろしくお願ひします。

第 3 部
スクランブル

- 1 新会員の報告 (井上 充)
- 2 「障・教・連」活動に参加して (佐瀬 順一)
- 3 障害を持って (松本 康宗)

スクランブル
新会員の報告

日野市立第三小学校
教諭 井上 充

去年の3月末に障教連を知り、入会しました。入会早々大葉先生をめぐるトラブルがあり、何がなんだか分からないうちに1年がすぎようとしています。

障害を持った教師がはたらき続けるためにはどうしたらいいか、など障害補償の理念はわかったつもりでも、いざ私自身の事で校長など立場が逆の人の話を聞くと、それも一理あるかな、と思ってしまう。代表の斉藤先生や事務局長の宮城先生と前の日の深夜に1時間もかけて出した結論に簡単に迷ってしまう。結局

「いかにして要配慮をはずしていくか」あるいは「いかにしたら要配慮がはずれるか」の間で迷っているわけです。

なんて自分は弱い人間なんだろうと思ったりする。よし、今度こそ信念はかえないぞ、と思ってみても「あなた、それをいったら要配慮は絶対はずれないよ」といったような脅し文句ともとれる言葉を聞くとびびってしまう。

大里先生の言によると、「そういう事を繰り返しながら強くなっていくんだよ。強くなければやって行けないんだから。」とか。いつになったら『あいつは強い人だ』といわれるようになるだろうか。

「障・教・連」活動に参加して

葛飾盲学校教諭 佐瀬順一

私の両親は二人とも一級の視覚障害者です。私は物心が付く前から父の手を引いて色々な所に出掛けていました。そして、たくさんの障害者の方々と接してきました。だから私は、障害者と健常者が同じ社会の中で生活することなど至極当たり前の事と思っていました。しかし、両親の事でいじめにあったり、結婚を反対されたり…。年を重ねるにつれて、周りの人々は私と違う考えを持っていることを思い知らされました。障害者差別が日本人の心の中に深く根付いていることを実感しました。

人は、差別すること、他人を馬鹿にすることによって心の安定を図ろうとする傾向があります。一種の自己防衛のための本能かも知れません。しかし、それではあまりに心が貧しすぎます。サルと一緒にになってしまいます。人は他の動物にはない知恵を持っています。その知恵をちょっと働かせれば、差別のない社会を作ることなど簡単なことだと思います。でも、差別をしないで精神的に安定するためには、ある種の自己否定をしなければなりません。それが辛いから、みんな無意識的に誰かを差別しながら生きているのです。その方が楽ですから。

差別する人間を作るのも、差別をしない人間を作るのも教育の責任です。だから、これからの日本を作る子供たちを教育する学校には絶対に差別があってはならないと思います。そういう意味で、これからの「障・教・連」活動はとても重要だと思います。

まだまだ若輩者の私に何ができるか分かりませんが、少しでも皆さんのお手伝いができたらと思っています。これからも宜しくお願いします。

障害を持って

北海道函館市立湯川中学校

教諭 松本康宗

平成六年十一月に、視力障害を認定されました。同年一月頃は視力0.8で自動車の運転もしていました。

ところが緑内障の進行によって徐々に視力0.3まで落ちました。このままでは失明と医師に言われ、同年五月に入院し手術しました。

退院して、七月に一度復帰しましたが、角膜の状態が悪いことと、視力が十分に回復せず、また、近くの細かいものが十分によく見えないため八月から十一月まで再度病傷欠勤し通院治療しました。

しかし、期間が過ぎても視力は十分に回復せず、また、近くの細かいものが十分によく見えなく、以前よりも徐々に悪くなるばかりでした。これは白内障が併発し進行したためでした。

同年十一月に、視力障害五級に認定されました。引き続き休職に入りました。

休職に入って、すぐに函館の国立視力障害センターを訪れました。そこで、埼玉県所沢市の国立リハビリテーションセンターのロービジョン・クリニックに入院し復職の訓練を勧められました。

一度は教職をあきらめましたが、この勧めで教職に戻るきっかけとなりました。そして国立リハビリテーションセンターでの訓練中に障教連などの会があることを知りました。

そして、平成七年六月から復職となりました。これも、障教連、北教組、国立リハビリテーションセンターなど、多くの人達力添えによってなされたものと思っています。障教連においては、宮城氏、大葉氏がはるばる函館まで来られました。

深く深く感謝しております。できる限り、教職の道が続けて行きたいと思っています。

編集後記

ヤッホー。やっと第9号が出ました。いままで滞っていた1年分の動きをこの号で総括的にまとめてしまいました。気持ちを新たに、第10号からは定期的に発行していきたいと考えています。

今年の11月25日(土)の会議で、障教連だよりの編集を次のように決めました。

編集の項目

- | | | |
|--------------------|------|------|
| 1 巻頭記 | 2 軌跡 | 3 焦点 |
| 4 特集(合宿・大会・学習会など) | | |
| 5 スクランブル(会員・支部から) | | |
| 6 私の教育実践 | | |
| 7 広場(会員外の方でも自由に投稿) | | |
| 8 編集後記 | | |

2・3・4では、障教連の動きを詳しくのせていきます。

5では、会員・支部の声や動きをどんどん乗せていきます。

6は、今回新しく項目をたてたものです。障害をもっていても、私にはこれだけの教育実践できるんだ。と言う、教育実践者としての証の記録を公表していきたい。そして、お互いに影響し合い、また、あとから続いてくるであろう後輩たちにも勇気をあたいたいと考えている。

7も新しくたてた項目です。5とはちがったもっと自由な精神で、その時々のおもいを書いてください。

また、表紙の装いも新たにしました。表紙の絵は大野喜美子さんが、題字は斎藤孝良がかきました。

会員の報告からも分かるように、障教連は、今一つの過渡期に入っていると思います。あとから続いてくる後輩たちのためにも、私たちは障教連の運動をよく理解し、継承して行かなくてはいけないと考えています。

1996年1月26日 斎藤 孝良

編集後記

ヤッホー。やっと第9号が出ました。いままで滞っていた1年分の動きをこの号で総括的にまとめてしまいました。気持ちを新たに、第10号からは定期的に発行していきたいと考えています。

今年の11月25日(土)の会議で、障教連だよりの編集を次のように決めました。

編集の項目

- 1 巻頭記 2 軌跡 3 焦点
- 4 特集(合宿・大会・学習会など)
- 5 スクランブル(会員・支部から)
- 6 私の教育実践
- 7 広場(会員外の方でも自由に投稿)
- 8 編集後記

2・3・4では、障教連の動きを詳しくのせていきます。

5では、会員・支部の声や動きをどんどん乗せていきます。

6は、今回新しく項目をたてたものです。障害をもっていても、私にはこれだけの教育実践できるんだ。と言う、教育実践者としての証の記録を公表していきたい。そして、お互いに影響し合い、また、あとから続いてくるであろう後輩たちにも勇気をあたいたいと考えている。

7も新しくたてた項目です。5とはちがったもっと自由な精神で、その時々のおもいを書いてください。

また、表紙の装いも新たにしました。表紙の絵は大野喜美子さんが、題字は齋藤孝良がかきました。

会員の報告からも分かるように、障教連は、今一つの過渡期に入っていると思います。あとから続いてくる後輩たちのためにも、私たちは障教連の運動をよく理解し、継承して行かなくてはいけないと考えています。

1996年1月26日 齋藤 孝良